

第 1 章 庄内圏域水道基盤強化計画の趣旨

1 策定の趣旨

本県の水道は、令和 5（2023）年 3 月末時点で 99.0%の普及率となっており、生活や社会経済活動に欠かせないものとなっています。

一方で、水道事業を取り巻く環境は、人口減少に伴う収益の減少、施設・設備の経年化に伴う維持・更新費用の増加による水道経営の悪化、事業運営に係る人材の不足、更に、近年多発している災害への対策・対応等、年々厳しさを増している状況にあります。

本県では、水道事業をめぐる課題を踏まえ、中長期的な視点から、本県水道の目指すべき方向性と実現方策の検討を行い、将来の指針となるべきビジョンとして、平成 30（2018）年 3 月に「山形県水道ビジョン」を策定しました。

当該ビジョンに基づき、県内 4 圏域（村山・最上・置賜・庄内）に「水道事業広域連携検討会」を設置し、広域連携による効果について検討を行い、令和 5（2023）年 3 月に圏域ごとの広域化の推進方針を示した「山形県水道広域化推進プラン」を策定しました。

庄内圏域水道基盤強化計画は、「山形県水道広域化推進プラン」を踏まえ、庄内圏域の水道事業の基盤強化を推進することを目的として、水道法第 5 条の 3 に基づき策定するものです。

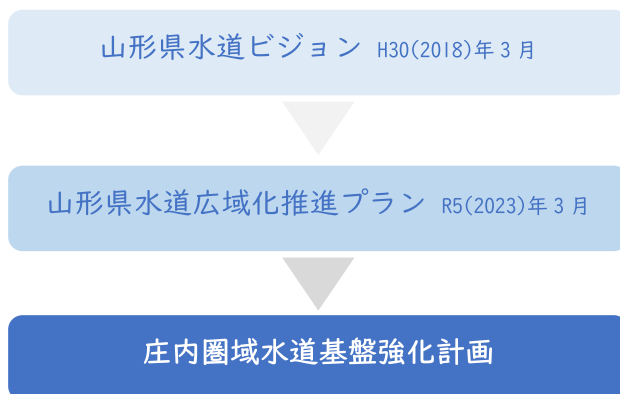


図 1 庄内圏域水道基盤強化計画の位置付け

（水道基盤強化計画）

第 5 条の 3 都道府県は、水道の基盤の強化のため必要があると認めるときは、水道の基盤の強化に関する計画（以下この条において「水道基盤強化計画」という。）を定めることができる。